

令和2年4月10日

保護者各位

小牧市
市長 山下 史守朗
小牧市教育委員会
教育長 中川 宣芳

4月20日(月)以降の小中学校臨時休校の延長、及び自主登校教室
児童クラブについて（重要通知）

本日、愛知県において緊急事態宣言が発出され、国に対して法に基づく対象地域に追加指定を求めているところであり、本市においても4月7日(火)に市内在住者の新型コロナウイルス感染の1例目が確認され、9日(木)には2例目が確認されました。状況は、日増しに深刻化していることから、下記のとおり5月6日(水)まで臨時休校を延長することといたしました。宣言が発出されている間は、感染拡大防止を徹底する必要がありますので自主登校教室、及び児童クラブにつきましては、**原則、保護者が医療従事者、介護従事者、警察官、消防職員、自衛隊員など、安全な社会の維持に不可欠な職種の方のみ利用可能**とさせていただきます。大変苦渋の決断ではありますが、どうぞご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休校について

- ・4月7日(火)から5月6日(水)まで
- ・授業再開は、5月7日(木)からの予定です。

2 自主登校教室について

① 対象者

小学校1年生～6年生

上記以外の職種の方で、**真にやむを得ない事情により、児童を預けざるを得ない方は、学校にご相談ください。利用の可否については、市が判断させていただきます。**

② 利用中止要請期間

4月14日(火)～5月6日(水) ※土日祝は除く

3 児童クラブについて

① 対象者

児童クラブ登録者のみ

② 利用中止要請期間

4月14日(火)～5月6日(水) ※日祝は除く

※今後も感染状況により変更する場合があります。

2 小こ第 1 6 3 号
令和 2 年 4 月 1 0 日

保護者 各位

小牧市長 山下 史守朗

新型コロナウイルス感染症対策のための児童クラブ利用について
(通知)

本日、愛知県において緊急事態宣言が発出され、国に対して法に基づく対象地域に追加指定を求めているところであり、本市においても 4 月 7 日(火)に市内在住者の新型コロナウイルス感染の 1 例目を確認され、9 日(木)には 2 例目を確認されました。状況は、日増しに深刻化していることから、宣言が発出されている間は、児童クラブについては原則利用中止とさせていただきます。急遽の通知であり皆様にはご迷惑をおかけしますが、児童の生命を守るうえで必要な措置として行わせていただきますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 利用中止要請期間

令和 2 年 4 月 1 4 日(火)から 5 月 6 日(水)まで ※日、祝除く
※ 緊急事態宣言が延長された場合は、その期間中

2. その他

- ① 基本的な考え方として、保護者が医療・介護従事者、警察官、自衛官、消防職員など、安全な社会の維持に不可欠な職種の方のみ利用可能とさせていただきます。(自主登校教室終了後)
※ 以上の場合でも、体調がすぐれない児童、発熱・咳等の症状がある児童のご利用はお控えください。
また、できるだけ早いお迎えをお願いします。
- ② 4 月 1 8 日(土)、2 5 日(土)、5 月 2 日(土)については、利用児童が 0 人となる児童クラブは閉所させていただきます。
- ③ 通年利用の方は、半月以上休会(例えば 4 月 1 5 日から休会を開始する場合は 4 月 3 0 日まで)されますと保護者負担金が半額(2,500 円)になります。現在休会届を提出していない方で新たに休会する方は、至急休会届を児童クラブまでご提出ください。
なお、還付には多少お時間をいただきます。

- ④ 4月から休会届の期間を最大で60日としておりますが、4月全体を利用自粛期間又は利用中止期間とさせていただいたことに伴い、4月の休会は60日の日数に含めないこととします。このことにより休会を延長される方は休会延長届を児童クラブまでご提出ください。
- ※ 本通知は、令和2年度に一度でも児童クラブの利用登録がある方に送付しています。

令和2年4月10日

保護者各位

小牧市長 山下 史守朗

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う保育園等の利用中止
の要請について（重要通知）

本日、愛知県において緊急事態宣言が発出され、国に対して法に基づく対象地域に追加指定を求めているところであり、本市においても4月7日（火）に市内在住者で新型コロナウイルス感染の1例目が確認され、9日（木）には2例目が確認されました。状況は、日増しに深刻化していることから、大変苦渋の決断ではありますが、市内の保育園等において下記のとおり**保育園等の利用の中止を強く要請します**。

市としては、新型コロナウイルスの感染拡大防止、未来を担う子ども達とご家族の命を守ることを最優先に今回の決断をさせていただきました。何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 利用中止要請期間

4月14日（火）から5月6日（水）まで

※今後の感染拡大の状況により変更する場合は、随時お知らせします。

※**4月13日（月）はご家庭で保育が可能な方は、できる限りお願いします。**

※国において、今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、**保育園・小学校等が臨時休業した場合等に、保護者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。**

休暇の取得に際しましては、別紙『**雇用主の皆様へ**』の書類を職場等に持参していただき、**お勤め先へご相談していただきますようあわせてお願いします。**

2 対象施設

市内の保育園、認定こども園、小規模保育事業所

3 対象園児

原則、保護者が両親とも（ひとり親の場合は、その親）医療従事者、介護従事者、警察官、消防職員、自衛官など、安全な社会の維持に不可欠な職種の方のみ利用可能とさせていただきます、必要最小限の時間において受け入れを行います。

※上記以外の職種の方で、**真にやむを得ない事情により、児童を預けざるを得ない方は、必ず事前に園にご相談ください。利用の可否については、市が判断させていただきます。**

4 受入れ時の給食について

給食は提供しませんので、恐れ入りますが、弁当、水筒、おやつを持参していただきますようお願いいたします。

5 保育料や給食費等について

利用中止要請期間中の保育料や給食費等については、別途利用に応じた対応を行う予定です。

令和2年4月10日

保護者各位

小牧市

市長 山下 史守朗

小牧市教育委員会

教育長 中川 宣芳

4月20日（月）以降の臨時休園の延長等について（重要通知）

本日、愛知県において緊急事態宣言が発出され、国に対して法に基づく対象地域に追加指定を求めているところであり、本市においても4月7日（火）に市内在住者の新型コロナウイルス感染の1例目が確認され、9日（木）には2例目が確認されました。状況は、日増しに深刻化していることから、下記のとおり5月6日（水）まで臨時休園を延長することといたしました。宣言が発出されている間は、感染拡大防止を徹底する必要がありますので自由登園につきましては、**原則、保護者が医療従事者、介護従事者、警察官、消防職員、自衛隊員など、安全な社会の維持に不可欠な職種の方のみ利用可能**とさせていただきます。

大変苦渋の決断ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止、未来を担う子ども達とご家族の命を守ることを最優先に今回の決断をさせていただきました。何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休園について

4月7日（火）から5月6日（水）まで

※通常保育再開は、5月7日（木）からの予定です。

2 その他

上記以外の職種の方で、**真にやむを得ない事情により、児童を預けざるを得ない方は、園（第一幼稚園：77-0408）にご相談ください。利用の可否については、市が判断させていただきます。**

※国において、今回の新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、**幼稚園・小学校等が臨時休業した場合等に、保護者の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金が創設されました。**

休暇の取得に際しましては、別紙『雇用主の皆様へ』の書類を職場等に持参していただき、**お勤め先へご相談していただきますようあわせてお願いします。**

※今後も感染状況により変更する場合があります。

令和2年4月10日

雇用主の皆様へ

小牧市長 山下 史守朗

小牧市では、愛知県において緊急事態宣言が発出されたことに伴い、保育園・小学校（自主登校教室・児童クラブ）等の登園・登校の見合わせ（中止）を強く要請させていただいたところです。

これに伴い、緊急事態宣言が発出された期間（当面は5月6日まで）は、保護者が休暇を取得せざるを得ない状況となることから、保護者の休暇の取得及びその間の賃金保障等につきまして、特段の配慮をお願いいたします。

なお、今回の措置に対する支援策として、厚生労働省において「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」が創設されました。本制度は、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額を助成するものです。

貴事業所におかれましては、当該支援策の活用などにより、できる限り保護者が休暇を取得できる環境を整えていただきますようお願いいたします。

市内における感染拡大防止のため、なにとぞご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

助成内容

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（上限8,330円）

お問い合わせについては

新型コロナ 休暇支援 **検索**



※詳細な支給要件等はこちらでご確認ください。